

1 過去の抱き合わせ販売等事件

件名 審決年月日	内 容
平成10年（勸）第21号 マイクロソフト(株)に対する件 （平成10年12月14日）	取引先であるパソコンの製造販売業者に対し、当該製造販売業者が表計算用ソフトウェアをパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、不当に、ワードプロセッサ用ソフトウェアを併せて搭載又は同梱させ、さらに、表計算用ソフトウェア及びワードプロセッサ用ソフトウェアについて権利を許諾する際に、不当に、スケジュール管理用ソフトウェアを併せて搭載又は同梱させている。
平成2年（判）第2号 （株）藤田屋に対する件 （平成4年2月28日）	取引先小売業者に対し、家庭用テレビゲーム機用のゲームソフトであるドラゴンクエストIVを販売する際に、不当に、自社に在庫となっていた他の家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトを併せて購入させていた。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ・ロ （略）

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

二～へ （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② （略）

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（抱き合わせ販売等）

10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。